

# 定 款

一般社団法人COCOROごはん

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人COCOROごはんと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子ども達の健全な成長・自立を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第4条 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 子ども食堂の開催
2. 学習支援教室の開催
3. 子どもの居場所事業
4. 食支援・宿泊支援など個別の対応
5. 関係諸団体との協力関係を増進するための事業
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
1. 退社したとき。
  2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  3. 1年以上会費を滞納したとき。
  4. 除名されたとき。
  5. 総正会員の同意があったとき

(退社)

- 第10条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする

(除名)

- 第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

### 第3章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(社員総会)

- 第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する
- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間備え置く。

#### 第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に、次の役員を置く。  
理事 1名以上6名以内

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度社員総会の一週間までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配禁止)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更・解散等

(定款の変更)

第27条 この定款を変更するには、社員総会の決議をもってする。

2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を要する。

(解散)

第28条 当法人は、社員総会の決議によって解散する。

2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を要する。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が解散した場合、当法人の残余財産は、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	我妻澄江
設立時理事	榎本文子
設立時理事	佐古恵子
設立時代表理事	我妻澄江

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第32条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都北区滝野川3丁目24番1号

設立時社員 我妻澄江

東京都北区滝野川2丁目39番10号

設立時社員 榎本文子

東京都北区滝野川2丁目32番10-814号 東建滝野川マンション

設立時社員 佐古恵子

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

上記は当法人の定款に相違ない。

令和4年4月28日

代表理事 我妻澄江